

【繰上償還を希望される方へ】

貸付金の繰上償還をする場合は 申出書の提出が必要です



繰上償還	
全額繰上償還	借受中に未償還元利金の全額を繰上げて返済することができます。希望される方は、「全額繰上償還申出書」（福利厚生事務の手引・別冊様式集P151）を提出してください。
一部繰上償還	借受中に未償還元利金の一部を繰上げて返済することができます。希望される方は、「一部繰上償還申出書」（福利厚生事務の手引・別冊様式集P153）を提出してください。なお、一部繰上後の償還方法は個別にご相談ください。
	<p>【毎月償還のみを選択されている方の場合】 申込金額は10万円以上となります。</p> <p>【ボーナス併用償還を選択された方の場合】 申込金額は20万円以上で、その2分の1以上をボーナス償還分に充てるのが条件となります。</p>
受付日	毎日受付（ただし、土・日曜日、休日、年末年始及び平成26年度最終受付期間である2月16日から3月13日までは除きます）
締切日	毎月14日（土・日曜日及び休日の場合は、その前日）。なお、締切日以降に届いたものは翌月扱いになりますので、早めに送付（郵送、都庁交換便又は持参）してください。
納付期限	翌月20日（土・日曜日及び休日の場合は、その前日）貸付係が発行する振込依頼書（翌月初旬に所属所へ交換便等で送付）により、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）から納付してください。

- 申出書は所属配布の「福利厚生事務の手引・別冊様式集」またはホームページからダウンロードできます。
- 住宅借入金等特別控除を受けている場合、一部繰上償還した結果、貸付当初の償還月から最終の償還月までの償還期間が10年未満となった場合は、その年以降の控除を受けることができなくなりますのでご注意ください。